

議案第 37 号

橋本市指定訪問看護事業及び指定居宅介護支援事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市指定訪問看護事業及び指定居宅介護支援事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市指定訪問看護事業及び指定居宅介護支援事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市指定訪問看護事業及び指定居宅介護支援事業の設置等に関する条例（平成 18 年橋本市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(会計) 第 4 条 訪問看護事業等の会計は、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 80 号）第 29 条、和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年和歌山県条例第 65 号）第 3 条第 1 項の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 74 条において準用する第 38 条、和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年和歌山県条例第 66 号）第 3 条第 1 項の規定によりその例によることとされる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生省令第 35 号）第 74 条において準用する第 36 条並びに和歌山県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めることとされる指 <u>定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 28 条の規定により、他の会計と区分するため、橋本市指定訪問看護事業特別会計を設ける。</u>	(会計) 第 4 条 訪問看護事業等の会計は、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 80 号）第 29 条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 74 条、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生省令第 35 号）第 74 条並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 28 条の規定により、他の会計と区分するため、橋本市指定訪問看護事業特別会計を設ける。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。